

県南広域振興局長告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月7日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352480008	花巻市	花巻市老人保健施設華の苑	花巻市東和町安俵6区 75番地1	平成26年3月31日

2 介護予防短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352480008	花巻市	花巻市老人保健施設華の苑	花巻市東和町安俵6区 75番地1	平成26年3月31日